

(仮訳)

## Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク<sup>1</sup>

(公表情報に基づきエンゲージメント対象企業を評価する枠組み)

**指標 1** : 2050 年まで (またはもっと早期) に温室効果ガス排出ネットゼロという野心的目標<sup>2</sup>

**サブ指標 1.1** – 当該企業は 2050 年まで (またはもっと早期) に、温室効果ガス排出ネットゼロを達成するための野心的目標を設定している

**評価基準 a)** : 当該企業はスコープ 1 およびスコープ 2 の 95%以上をを明確に含めた、ネットゼロ温室効果ガス排出を謳う定性的な宣言を出している。

**評価基準 b)** : 当該企業のネットゼロ温室効果ガス排出ターゲットは、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリーを含めている。

**指標 2** : 長期的 (2036~2050) 温室効果ガス削減ターゲット

**サブ指標 2.1** – 当該企業は、自社の温室効果ガス排出削減に向けた長期的 (2036~2050) ターゲットを設定している

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2036 年から 2050 年までのターゲットを設定している。

**サブ指標 2.2** – 長期的 (2036~2050) 温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 排出の 95%以上ならびに最重要のスコープ 3 排出 (該当する場合) を対象としている

**評価基準 a)** : このターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b)** : 当該企業がスコープ 3 温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター (該当セクター) の最重要スコープ 3 排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ 3 ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

<sup>1</sup> Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマークは、[Climate Action 100+ イニシアティブ](#)の優先事項を反映する 10 の指標に基づき企業を評価するための開示の枠組みである。企業データはすべてアニュアルレポート、財務報告、CDP 開示など、当該企業の公開情報に基づく。この枠組みは 50 近くの参加投資家、投資家ネットワークの専門家、気候変動のリサーチやデータの分野をリードする NGO などの協力のもとに 2020 年前半に開発された。企業開示の調査と分析については Transition Pathway Initiative (TPI) が選定され、TPI のリサーチとデータのパートナーである ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment と FTSE Russell とともに、これを実施している。

<sup>2</sup> 企業が温室効果ガスのネットゼロ排出を達成するのに必要な期間はセクターより異なる。電力などの一部のセクターに属する企業はより野心的な目標を立て、2040 年またはそれよりも前にネットゼロ排出を達成することを求められるかもしれない。将来にわたるネットゼロ企業ベンチマークの更新ではこれらのセクターごとの違いが反映される。

**サブ指標 2.3 – 当該ターゲットは、地球温暖化を 1.5°Cに抑えるという目標と整合している**<sup>3</sup>

長期的ターゲットは、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路 ([IPCC 1.5°C特別報告書](#) の P1 または 2050 年ネットゼロ排出に相当) と整合している。<sup>4</sup>

**指標 3 : 中期的 (2026~2035) 温室効果ガス削減ターゲット**

**サブ指標 3.1 – 当該企業は、温室効果ガス排出削減に向けた中期的 (2026~2035) ターゲットを設定している**

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2026 年から 2035 年までのターゲットを設定している。

**サブ指標 3.2 – 中期的 (2026~2035) 温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 排出の 95%以上ならびに最重要のスコープ 3 排出 (該当する場合) を対象としている**

**評価基準 a)**: このターゲットはスコープ 1 およびスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b)**: 当該企業がスコープ 3 温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター (該当セクター) の最重要スコープ 3 排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ 3 ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

**サブ指標 3.3 – 当該ターゲットは、地球温暖化を 1.5°Cに抑えるという目標と整合している**

中期的ターゲットは、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路 (IPCC 1.5°C特別報告書の P1 または 2050 年ネットゼロ排出に相当) と整合している。

**指標 4 : 短期的 (2020~2025) 温室効果ガス削減ターゲット**

<sup>3</sup> サブ指標 2.3、3.3、4.3 は TPI のカーボンパフォーマンス評価の手法に基づいて評価される。この手法は Sectoral Decarbonisation Approach (SDA) という、産業革命前から気温上昇を 2°C以下に抑えるために必要な温室効果ガス削減ターゲットを企業が設定するための科学的メソッドを用いている。

<sup>4</sup> 信頼に足る 1.5°Cシナリオがない場合には 2°Cを下回るシナリオを用いて評価する。1.5°Cシナリオが利用できるようになった場合には、これにあわせて企業の評価を調整する (次回の評価サイクルになる見込み)。

**サブ指標 4.1 – 当該企業は、温室効果ガス排出削減に向けた短期的（2020～2025）ターゲットを設定している**

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2020年から2025年までのターゲットを設定している。

**サブ指標 4.2 – 短期的（2020～2025）温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ1とスコープ2排出の95%以上ならびに最重要のスコープ3排出（該当する場合）を対象としている**

**評価基準 a):** このターゲットはスコープ1およびスコープ2の排出合計の95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b):** 当該企業がスコープ3温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター（該当セクター）の最重要スコープ3排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ3ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

**サブ指標 4.3 – 当該ターゲットは、地球温暖化を1.5°Cに抑えるという目標と整合している**

短期的ターゲットは、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路(IPCC 1.5°C特別報告書のP1または2050年ネットゼロ排出に相当)と整合している。

**指標 5：脱炭素化戦略**

**サブ指標 5.1 – 当該企業は自社の長期的、中期的および短期的温室効果ガス削減目標を達成するための脱炭素化戦略をもっている（本指標の評価には、ターゲット指標2、3または4の評価が必要）<sup>5</sup>**

**評価基準 a):** 当該企業は、対象期間中に自社の温室効果ガス削減ターゲット達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、温室効果ガス排出（該当する場合にはスコープ3排出を含む）の主要発生源について明確に言及している。

**評価基準 b):** 当該企業は、自社の排出（該当する場合にはスコープ3排出を含む）の主要発生源に関する戦略の重要な要素（技術革新や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出等）を数値化している。

**サブ指標 5.2 – 当該企業の脱炭素化戦略には、低炭素製品やサービスからの「グリーン・レベニュー」に対するコミットメントが含まれている<sup>6</sup>**

<sup>5</sup>オフセットまたはカーボンプレジットの使用は避け、適用する場合には限定的にすべきである。実行可能な脱炭素技術が存在するセクターで活動している企業の場合は、オフセットまたは「二酸化炭素除去」は使用すべきではない。例えば、オフセットを石炭火力発電所からの排出に対して使用した場合、評価できるものとは見なされない。なぜなら、石炭火力発電所には実行可能な代替手段が存在するからだ。

<sup>6</sup>評価では、EU域内に本社を置く企業に対しては「売上高（Turnover）」（または収益）に関するEUのGreen Taxonomy基準を利用する。EU域外に本社を置く企業については2021年第1四半期には評価しない。EU域外の

**評価基準 a):** 当該企業は既に「グリーン収益」を生み出しており、全収益の中でのグリーン収益の割合を開示している。

**評価基準 b):** 当該企業は全収益の中でのグリーン収益の割合を増やすようターゲットを設定しているか、セクター平均を上回るグリーン収益の割合を開示している。

## 指標 6：資本配分における整合性<sup>7</sup>

### サブ指標 6.1 – 当該企業は将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる

**評価基準 a):** 当該企業は、将来の資本支出を、自社の長期的温室効果ガス削減ターゲットと整合させることに明確にコミットしている。

**評価基準 b):** 当該企業は、将来の資本支出を、パリ協定の地球温暖化を 1.5°C に抑えるという目標と整合させることに明確にコミットしている。

### サブ指標 6.2 – 当該企業は、自社の将来の資本支出がパリ協定と整合しているかを判断する際に使用した手法を開示している。

**評価基準 a):** 当該企業は、自社の資本支出を自社の脱炭素化目標に整合させるために使用している手法を開示している（重要な想定と重要業績評価指標 [KPI] を含む）。

**評価基準 b):** 当該手法により重要な成果が数値化されている（1.5°C シナリオと整合している自社の資本支出の割合や炭素集約型資産への資本支出が最大となる年度を含む）。

## 指標 7：気候政策エンゲージメント<sup>8</sup>

### サブ指標 7.1 – 当該企業は気候変動ロビーに関してパリ協定に整合した立場をとり、直接的なロビー活動はすべてこの立場に整合している。

**評価基準 a):** 当該企業は、自社のすべてのロビー活動をパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。

企業を評価する基準については、グリーン・レベニューの分類システムと各地域のタクソミーの使用に関する幅広い議論も踏まえ、開発される。

<sup>7</sup>指標 6 に関連して、企業のスコアカードには Carbon Tracker (CT) と 2 Degree Investing Initiative (2Dii) が提供する資本配分評価指標 (Capital Allocation Assessment Indicators) が含まれる。CT と 2Dii は対象企業の最近の設備投資とアウトプットを様々な気候変動シナリオに照らして分析し、企業の資本配分計画についての追加的な知見を投資家に提供する。当初は上流の石油・ガス、電力、自動車の 3 つのセクターの企業が分析される。

<sup>8</sup>Climate Action 100+ は次の評価サイクルに向け「指標 7：気候政策エンゲージメント」の開発を続け、改良する予定。

**評価基準 b):** 当該企業は気候関連のロビー活動（会合、政策に関する意見提出など）を列挙している。

**サブ指標 7.2 – 当該企業は所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動をすることを期待し、業界団体への所属状況を開示している。**

**評価基準 a):** 当該企業は所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的な意思表示をしている。

**評価基準 b):** 当該企業は自社の業界団体への所属状況を開示している。

**サブ指標 7.3 – 当該企業は、所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセスを持っている。**

**評価基準 a):** 当該企業は所属する業界団体の気候変動に関する立場とパリ協定との整合性をレビューし、これを公表している。

**評価基準 b):** 当該企業はレビューの結果、どのような行動を起こしたかを説明している。

## 指標 8：気候ガバナンス

**サブ指標 8.1 – 当該企業の取締役会は気候変動を明確に監督している**

**評価基準 a):** 少なくとも次のいずれか 1 つにより、気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を当該企業は開示している

- （サステナビリティの成果だけでなく）気候変動に対して明確な責任を負っている経営役員または経営委員会委員が存在し、当該役員が取締役会または取締役会レベルの委員会に対して報告を行っている。
- CEO が気候変動に対して責任を負っており、なおかつ気候変動問題に関して取締役会に報告を行っている。
- （サステナビリティの成果だけでなく）気候変動に対して明確な責任を負っている委員会（必ずしも取締役会レベルの委員会である必要はない）が存在し、当該委員会が取締役会または取締役会レベルの委員会に対して報告を行っている。

**評価基準 b):** 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職（以下）を指名している。

- 気候変動に対して明確な責任を負う取締役会の役職、または
- CEO が取締役会の一員である場合には、CEO が気候変動に対して責任を負うとされている。

**サブ指標 8.2 – 当該企業の役員報酬体系に気候変動に関する成果の要素が組み込まれている**

**評価基準 a):** 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動型報酬を判定する KPI として、気候変動の成果（「ESG」または「サステナビリティ成果」との言及だけでは不十分）が明確に組み込まれている。

**評価基準 b):** 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動型報酬を判定する KPI として、当該企業の温室効果ガス削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている（指標 2、3 または 4 のターゲットを満たす必要がある）。

**サブ指標 8.3 – 取締役会は気候関連リスクおよび機会を評価し、管理する十分な能力や技量を有している**

**評価基準 a):** 当該企業は気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。

**評価基準 b):** 当該企業は気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準または技量を高めるために実施している施策についての詳細を開示している。

**指標 9：公正な移行– 当該企業は、低炭素ビジネスモデルへの移行による自社の従業員およびコミュニティへの影響を考慮している** [この指標は今後開発が続けられるため、2021 年のベンチマーク分析では評価されない]

**指標 10：TCFD 開示**

**サブ指標 10.1 – 当該企業は TCFD 提言の実施にコミットしている**

**評価基準 a):** 当該企業は自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている、または当該企業が TCFD ウェブサイト上で支持者としてリストに記載されている。

**評価基準 b):** 当該企業は自社の年次報告において TCFD と整合する開示を明確に示している、または独立した TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。

**サブ指標 10.2 – 当該企業は気候シナリオ分析を行い、自社の戦略および事業のレジリエンスをテストしている**

**評価基準 a):** 当該企業は気候関連シナリオの分析（定量的要素を含む）を行い、その結果を開示している。

**評価基準 b):** 定量的シナリオ分析は 1.5°C 地球温暖化シナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用された重要な想定および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。